

野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスを確認（島根県）！！

12月13日、島根県安来市で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N2亜型)が確認されました。今シーズン、国内では4例目の確認となります。

渡り鳥が飛来している中、本病のウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。



◎今シーズンの野鳥での鳥インフルエンザ陽性事例

確認時期	確認県	血清型	検体	病原性
R1.11	愛媛県	H7N7	糞便	低病原性
R1.12	栃木県	H5N3	糞便	低病原性
R1.12	奈良県	H5N3	糞便	低病原性
R1.12	島根県	H5N2	糞便	低病原性

【ワンポイント】

京都府では、平成23年2月にハヤブサ(精華町)で、また、平成28年12月にはコブハクチョウ(京都市)で高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

現在確認されている陽性事例は、国内で実際に浸潤しているものの一部ととらえて、日常の衛生管理について十分御注意ください。

▶家きん舎には様々な経路からウイルスが侵入します。今一度、点検・確認と補修をお願いします。

- ☑防鳥ネットなどによる野鳥の家きん舎への侵入防止
- ☑農場に入る車両の徹底消毒
- ☑ネズミなどの小型野生動物の侵入防止
- ☑家きん舎に入る人や物品の徹底消毒



▶毎日、健康観察を行い、異状を発見した時は直ちに当所へご連絡ください。

京都府は、毎月10日を10（テン）検の日と定めて、家畜所有者の皆様には飼養衛生管理基準の自主点検をお願いしています。



てんけん君